

第1章 とうばんようすい 東播用水土地改良区との合併

1 経過・概要

たんざんそすい 淡山疏水を包含して計画されたとうばんようすい 東播用水事業は、昭和45（1970）年に着工となり、とうばんようすい 東播用水事業により建設される水路の管理などを行うとうばんようすい 東播用水土地改良区が昭和47（1972）年2月に設立されました。

昭和50（1975）年にとうばんようすい 東播用水とたんざんそすい 淡山疏水の水利権包括方針が近畿農政局から打ち出されたのを契機として、たんざん 淡山土地改良区ととうばんようすい 東播用水土地改良区の組織問題が表面化し、両土地改良区、近畿農政局、兵庫県が長きにわたる協議を重ね、平成7（1995）年、ようやく施設管理が一元化されました。

それから15年が経過した平成22（2010）年、とうばんようすい 東播用水二期事業の実現に向けた取り組みが進められていた中で、兵庫県からの提案もあって合併が議論されるようになりました。

平成23（2011）年9月13日には、とうばんようすい 東播用水南部水利施設調整協議会において「組織の統合を前提にとうばんようすい 東播用水二期事業の農家負担は均一とする」という案がまとめられ、続いて両土地改良区による合併推進協議会の設立、統合整備計画の策定、たんざんそすい 淡山疏水の不用となった施設・土地の処分などを経て、平成28（2016）年4月1日にたんざん 淡山土地改良区はとうばんようすい 東播用水土地改良区と合併して解散しました。

「合併の概要」は次に掲げるとおりです。

合併の概要

項目	内容
合併の目的	組織統合により、合理的かつ効率的な土地改良区運営と東播用水二期事業の一層の推進を図る。
合併の方法等	1 合併の方法 吸収合併 ・存続する土地改良区：東播用水土地改良区 ・解散する土地改良区：淡山土地改良区 2 合併時期 平成28（2016）年4月1日 3 合併土地改良区の名称 東播用水土地改良区 4 地区 現東播用水土地改良区の地区と同じ 5 事務所 現東播用水土地改良区所在地
東播用水土地改良区が継承する財産	1 施設・土地 合併時に淡山土地改良区が所有する施設・土地 2 動産 ・運営補填金 500,000,000 円 ・平成27（2015）年度一般会計未清算金
合併人事	淡山土地改良区職員2人が東播用水土地改良区に異動する。

2 合併への組合員の思い

「淡山^{たんざん}疏水^{そすい}を開削し守り育ててきた先人たちに感謝し、誇りをもって歴史ある淡山^{たんざん}疏水^{そすい}を守る」という思いは、代々の淡山^{たんざん}土地改良区組合員に引き継がれてきました。

しかし、施設管理を東播用^{とうばん}水^{みづ}土地改良区に委託してから15年の年月が経過した時、淡山^{たんざん}土地改良区組合員は、東播用^{とうばん}水^{みづ}土地改良区管理による安定した用水の供給に信頼を置くとともに、施設管理組織一元化の合理性を高く評価するようになりました。また、高金利の時期には預貯金の利息により行っていた土地改良区運営が低金利となつてからは毎年2千万円を超える預貯金を取り崩す状態となり、加えて東播用^{とうばん}水^{みづ}土地改良区との運営経費の二重負担もあることから、組合員は自らの組織の意義に疑問を抱くようになりました。そして、二重組織であるがゆえに発生した東播用^{とうばん}水^{みづ}二期事業の農家負担方法の問題を検討する中で、組合員の合併への思いが一気に強くなりました。

このように、時の流れに沿って変化した組合員の思いが東播用^{とうばん}水^{みづ}土地改良区との合併を極めて自然に進め、心に深く刻まれていた淡山^{たんざん}疏水^{そすい}を大切にしたい強い思いは、淡山^{たんざん}疏水^{そすい}をいかして未来に引き継ぐTT（淡山^{たんざん}疏水^{そすい}・東播用^{とうばん}水^{みづ}）未来遺産運動を生みしました。

3 合併手続きの推進

(1) 概要

平成23(2011)年12月、淡山^{たんざん}土地改良区と東播用^{とうばん}水^{みづ}土地改良区は東播用^{とうばん}水^{みづ}南部水利施設調整協議会が取りまとめた「東播用^{とうばん}水^{みづ}二期事業農家負担方法と合併に関する協議報告書」(資料21)をそれぞれの理事会で承認し、足並みをそろえて合併に向けて動き出しました。

両土地改良区は兵庫県が示した土地改良区合併手続フローを参考に合併推進協議会を設置し、合併整備計画書作成そして合併契約といった手続きを進め、平成28(2016)年4月1日に合併を実現しました。淡山^{たんざん}疏水^{そすい}の不用となった施設・土地の処分などのため、合併の方針決定から合併までに5年の歳月を費やしましたが、かつての施設管理組織一元化の経過に比べると著しく円滑な展開であったといえます。

合併推進協議会設置から合併までの経過は、次表のとおりです。

合併までの経過一覧表（合併推進協議会設置～合併）

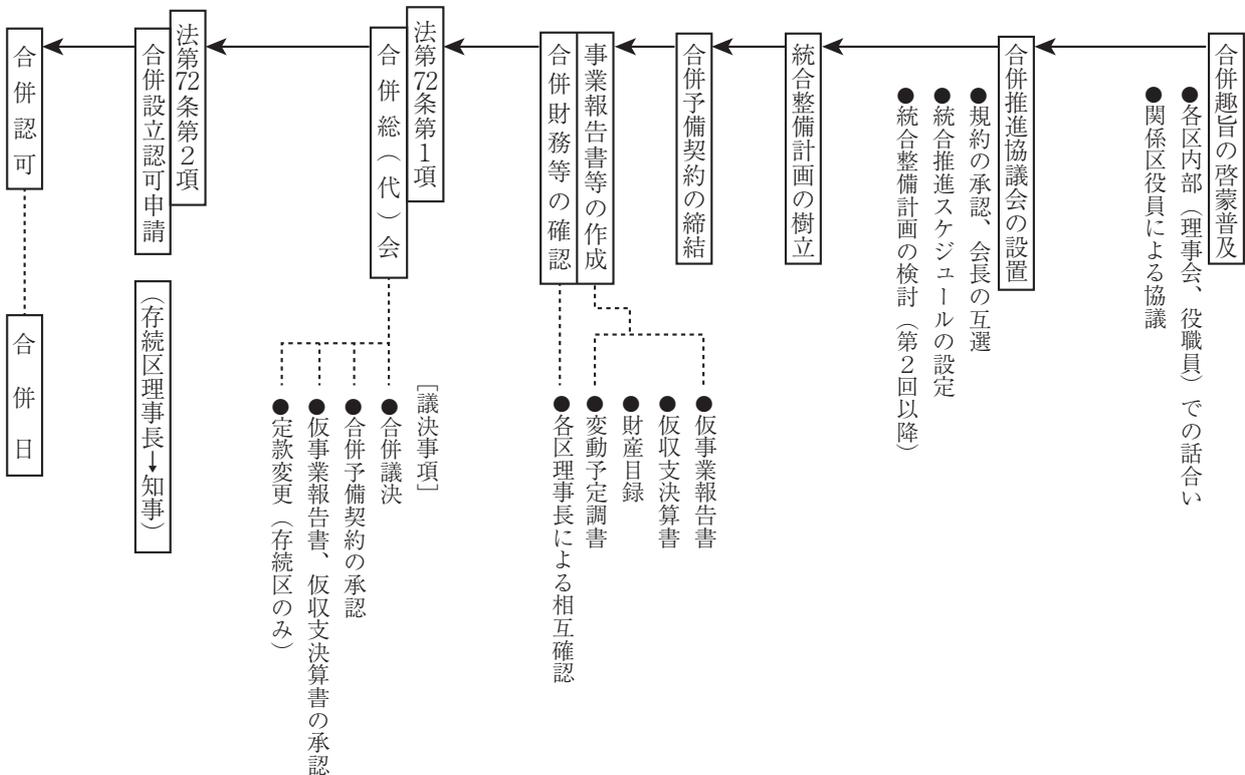
年月日	行 事	主 な 内 容
平成24(2012)年 6月13日	第1回合併協議会	合併協議会設置 合併に関わる課題整理（運営補填金・用途廃止施設及びため池敷地などの処分）
7月26日	第2回合併協議会	統合整備計画案決定
8月24日	第3回合併協議会	運営補填費案決定
10月2日	第4回合併協議会	合併契約書案の取りまとめ 淡山 ^{たんざん} 土地改良区ため池敷地の地元譲渡方針を決定
11月15日	合併契約締結	両土地改良区理事長間で締結
12月26日	第5回合併協議会	ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認

年月日	行 事	主 な 内 容
平成 25 (2013) 年 4 月 25 日	第 6 回合併協議会	TT 未来遺産運動推進案の取りまとめ ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
12 月 19 日	第 7 回合併協議会	ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
平成 27 (2015) 年 7 月 7 日	第 8 回合併協議会	合併契約変更案の取りまとめ ため池敷地及び不用となった施設・土地の処理状況の確認
10 月 19 日	第 9 回合併協議会	引継ぎ予定施設・土地の確認
	合併変更契約締結	合併時期の変更
平成 28 (2016) 年 2 月 18 日	第 10 回合併協議会 合併財務の確認	合併スケジュールの確認 両土地改良区理事長が相互の合併財務等の確認
3 月 25 日	総代会合併決議	それぞれの総代会において合併案の承認
3 月 28 日	合併許可申請書提出	東播用水土地改良区理事長が兵庫県知事に提出
4 月 1 日	合併認可	兵庫県知事が認可

注 1：調整協議会とは「東播用水南部水利施設調整協議会」

注 2：合併協議会とは「淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会」

土地改良区吸収合併手続フロー



(2) 合併推進協議会の設置

平成 24 (2012) 年 6 月、淡山土地改良区と東播用水土地改良区は合併の推進に関わる諸問題を協議し解決するため、東播用水南部水利施設調整協議会を改組した「淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会」(資料 22) を設置し、合併推進協議会においては両土地改良区が対等であることを保障するため、兵庫県加古川流域土地改良事務所に協議進行役を委ねました。

そして両土地改良区は、平成 28 (2016) 年 2 月 18 日までに 10 回の協議会を開催し、多くの課題について具体的な対応方針を取り決め、その方針に基づいて統合整備計画案及び合併契約案を取りまとめました。

なお、合併推進協議会は T T (淡山疏水・東播用水) 未来遺産運動 (第 5 編未来への歩み) にも大きな役割を果たしました。

【主な協議内容】

■合併の方法・土地改良区の名称

合併方法は、それぞれの土地改良区が解散して新たな土地改良区を設立する新設合併と、一方の土地改良区が他方を吸収して存続し、吸収された土地改良区は解散となる吸収合併があります。この度は、次の三つの理由により東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収する吸収合併とし、合併後の土地改良区の名称は東播用水土地改良区となりました。

- ・東播用水土地改良区が淡山土地改良区の地区を包含している。
東播用水土地改良区地区面積 7,381 ヘクタールに淡山土地改良区地区面積 2,450 ヘクタールが重複している。
- ・東播用水土地改良区が 15 年以上にわたって一元的に管理をしている。
平成 8 (1996) 年から淡山土地改良区が東播用水土地改良区に管理を委託している。
- ・合併手続きが新設合併より簡易である。
新設合併の場合は、淡山土地改良区と東播用水土地改良区がそれぞれに解散認可を受け、その後新たな土地改良区の設立認可を受ける。吸収合併の場合は、合併認可に淡山土地改良区の解散と東播用水土地改良区の改組が含まれている。

■合併時期

合併までに淡山土地改良区が行う施設・土地の処分や合併認可手続などの期間を考慮し、当初は合併目標日は平成 28 (2016) 年 6 月 1 日でした。その後、淡山土地改良区が用途廃止施設の処分などの業務を前倒して進めるとともに東播用水土地改良区がある程度の残務を引き継ぐこととし、処分期間が短縮され、また合併認可事務を行う兵庫県加古川流域土地改良事務所の協力もあり、合併目標日は平成 28 (2016) 年 4 月 1 日になりました。

■施設・土地の継承

合併後の東播用水土地改良区の業務量の過剰な増加や事務の混乱を防ぐため、同土地改良区が継承する施設は使用中のかんがい施設とし、平成 7 (1995) 年 12 月に締結した管理委託協定に定められたものに限定されました。

このため、淡山土地改良区は不用となった施設用地を事前に処分し、ため池を地元水利団体に譲渡することとし、また、土地の権利関係について問題のあるものも事前に解消することにしました。

■運営経費の補填

淡山土地改良区の地区を包含していた東播用水土地改良区は合併後も地区面積は増加しないため、

単位面積当たりの賦課金を上げない限り新たに生じる業務の経費相当額が赤字になります。これに対し、^{たんざん}淡山土地改良区においては、それまでの不動産売却による財政的な余裕があった上に、合併により運営経費の負担が解消されるといった目に見える効果がありました。このような状況において、円滑な合併とその後の良好な土地改良区運営を^{とうばんようすい}図るため、東播用水土地改良区が運営補填金を要請し、^{たんざん}淡山土地改良区もこれに同意しました。

補填金額については、両土地改良区は様々な試算に基づいて議論しましたが、当時 10 億円を超えていた^{たんざん}淡山土地改良区の積立金から例年の一般会計への繰出金、不用となった施設・土地の処分費、末端水利組織が行う水路・ため池の整備費助成などの合併までに必要な経費を差し引き、5 億円を補填する方針としました。この額は^{たんざん}淡山疏水の施設や土地の使用に対して近畿農政局が^{たんざん}淡山土地改良区に支払った補償額とほぼ同額であり、^{とうばんようすい}東播用水土地改良区はその補償金を継承したことにもなります。

■歴史的かんがい施設・資料の保全活用

^{たんざん}淡山土地改良区組合員には^{たんざん}淡山の歴史を伝えたい、^{たんざん}淡山疏水を未来の世代に引き継ぎたいという強い思いがありました。合併推進協議会はこの思いに沿って、^{たんざん}淡山疏水の資料を保存活用するとともに^{とうばんようすい}東播用水と^{たんざん}淡山疏水を維持発展させる方針を全会一致で決議しました。TT 未来遺産運動や TT 博物館（第 5 編未来への歩み）の取組につながりました。

■合併人事

合併により解散となる^{たんざん}淡山土地改良区職員の身分を保障するため、また合併後の^{とうばんようすい}東播用水土地改良区の業務を円滑に進めるため、両土地改良区は職員の意向を踏まえて 2 人の正規職員が^{とうばんようすい}東播用水土地改良区に異動することとし、従前同様の職階及び給与とする方針としました。

(3) 統合整備計画の樹立

平成 24 (2012) 年 8 月、合併推進協議会が合併の基本的な方向を示す「^{おうこがわやまだがわ}兵庫県淡河川山田川土地改良区・^{とうばんようすい}東播用水土地改良区統合整備計画書」(資料 23) を取りまとめ、同年 9 月それぞれの土地改良区理事会がこれを承認しました。

計画書には、前記「主な協議内容」の合併の目的・効果、合併方法と時期、合併した土地改良区の定款・規約などを掲げています。

(4) 合併契約の締結

平成 24 (2012) 年 10 月、合併推進協議会が合併契約書案を作成し、同年 11 月 15 日兵庫県土地改良会館において、関係 5 市町長（神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町）及び兵庫県土地改良事業団体連合会会長を立会人として、^{たんざん}淡山土地改良区理事長と^{とうばんようすい}東播用水土地改良区理事長が合併契約を締結しました。合併契約は総代会の承認を得て効果を発揮するものであり、通常は合併協議が整った段階で合併総代会直前に締結されるものです。この度は、両土地改良区が多々課題のある合併に



神戸新聞 (平成 24 年 11 月 16 日)

向けて歩調を合わせて計画的に取り組むこととして、合併目標期日の約4年前に締結しました。その後、平成27(2015)年7月に合併目標日などを変更し、「合併契約書(変更)」(資料26)のとおりとしました。

(5) 合併認可申請と合併認可

平成28(2016)年2月18日、両土地改良区の財務状況をそれぞれの理事長が互いに確認し合い、同年3月25日にはそれぞれの総代会が合併を決議しました。続いて同月28日、合併後存続する東播^{とうばん}用水土地改良区^{ようすい}の理事長が兵庫県知事に対して「吸収合併認可申請書」(資料27)を提出し、同年4月1日に「合併認可書」(資料28)が交付されました。

第2章 施設及び土地の処分など

1 概要

合併推進協議会において取り決めた不用となった施設・土地の処分^{たんざんそすい}及び淡山^{たんざん}疏水の未買収土地に関する処理について、淡山^{たんざん}土地改良区は兵庫県加古川^{かこがわ}流域土地改良事務所OB職員を合併推進担当参事として迎え入れ、平成24(2012)年4月から合併直前の平成28(2016)年3月までの4年間にわたって取り組み処分、処理が未了となった物件は、残務の経費とともに東播^{とうばん}用水土地改良区^{ようすい}に引き継ぎました。

2 不用となった施設及び土地の処分

受益地の地区除外や県営改修事業における路線変更などにより、淡山^{たんざん}疏水では不用となった水路の施設と用地の処分について、淡山^{たんざん}土地改良区は、現状が市町道となっている土地については当該市町に寄付し、水路として使用可能なものは関係水利団体に譲与するといった方針で処分が進められましたが、多くの物件は細くて長い形状であり土地としての利用価値が低いために未処分となり、次表の施設・土地^{とうばんようすい}を東播^{とうばん}用水土地改良区に引き継ぎました。

^{とうばんようすい}東播用水土地改良区に引き継がれた施設・土地

路線名	施設	所在等	筆数	面積 (㎡)
淡河川幹線水路	神田導水路	淡河町神田	1	25.00
	淡河頭首工	淡河町木津	9	1,426.00
山田川幹線水路	旧幹線上流部	山田町衝原、西下	41	15,814.00
	才谷引水路	山田町西下	4	160.00
相野支線水路	隧道立杭敷地	志染町広野	1	81.00
神出支線水路	田井小支線	神出町東	2	76.00
合流幹線水路	20番池・21番地	神出町北	17	39,046.00
	中の池の一部	神出町東	5	1,637.00